

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	民事法ノート (三) : 昭和二三年一一月分
Sub Title	民事法ノート (三) : 民法
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.10 (1948. 10) ,p.62- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19481001-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民法ノート (三)

昭和二三年一月分

民法

一 まず、學界の行事として、六日七日の兩日にわたり京都で日本私法學會の大會が催されたことを記しておきたい。アカデミックな研究がようやく軌道にのりはじめたことは、この上なく喜ばしい。

二 次に文獻については、三つの收穫がある。すなわち、山中康雄教授「債權法總則講義」(巖松堂)、勝本正晃博士「終戦と債權關係」(有斐閣)、青山道夫教授「轉換期の家族制度」(春光社)がそれである。

ただ雜誌論文の方は、みるべきものは皆無に近い状態で、わずかに我妻教授「改正民法餘話Ⅷ」(法律タイム)をあげるといふ。ことに一時スピードをとりもどしたかにもえた民商法雜誌や法學協會雜誌のごとき有力誌が、最近ふたたび發行遲滞におちいつているのは残念である。

三 さて、前掲の三つの著書を取りあげよう。その中で最も注目すべきものは、山中教授の「債權法總則講義」であろう。

本書は、マルクシズムの立場に立たれる山中教授の、はじめに世に問われた民法教科書であつて、その内容においては一般

の債權法教科書と必ずしも異ならないとはいへ、その方法において、きわめて特色あるものといわねばならない。

教授は、第一に序論として、まず物權との對比から債權の意義を明らかにし、債權關係の純粹構造形式——債權の最端初形態——としての「一方的債權關係」という法範疇を抽象され、それが債權法總則の規範原理を提供するものであることを克明に論ぜられ、ついで、その一方的債權關係が目的の實現をめざして發展してゆく過程について、「當事者によつて、なんらの支障もなく、債權目的により豫定せられたとおり、債權關係の展開せられる」「正常なる場合と、當事者以外の者によつて債權關係が展開せられ」「または、なんらかの事由によりて債權關係の正常なる展開がはげまれることによつて、債權關係が別途の展開をせしめられる」「不正常なる場合との區分のあることを指摘せられる(四三頁)。

かくて教授は、第二に本論において、右の一方的債權關係の動的展開の各場合の過程について詳論されるのであるが、まず第一章において、その正常なる場合として辨濟を論ぜられ、第二章において、その不正常なる場合として第三者の辨濟、代物辨濟、混同、更改等について論ずると共に、更に「責任追求のかたちにおける強行的展開」としての損害賠償の諸問題について論及される。ついで第三章において債權侵害における對外的效力として債權者代位權および債權者取消權を、すすんで第四章においては債權變更の諸相を、最後に第五章において多數當

事者の債權關係を説かれるのである。

まことにその體系の整然として論述の綿密なことは、數多い債權法の教科書の中でもユニークな地位をしめるものであり、とくに高く評價せらるべき勞作だといえよう。

四 ことに本書の特色とみられる點は、その理論的展開が、低次・單純なものから、より高次・複雑なものへと、果層的につみあげられていることである。それは、たしかに、論理的分析の精密さと正しさを示すものにほかならないが、同時に、それは本書の制約をもなしているといわねばならない。それは、第一には、本書——とくに序論の部分——の難解さと、第二には、きわめてスタティクな性格となつてあらわれている。

ここでスタティクというのは、本書の理論構成そのものが澁滯的だという意味ではない。右にもみたように、本書の構成は、低次なものより高次なものへへ概念相互の移行が手際よく試みられているので、或意味ではリズムカルとさえいいえられるのであるが、しかし債權法總則が單なる論理の産物でなく、いいにしろ悪いにしろ、長い歴史的發展の過去をもち、またとくに近代資本主義的經濟機構の反映である限り、それらとの關連をかえりみるのでなければ、債權法の全體的構造の理解はかえつて一面的ならざるをえないのではあるまいか。その意味で、私は、問題の取扱いがもつとダイナミックになされるべきではあるまいかと考へるのである。本書のような方法をおしつめてゆけば、そこには新たな形での「純粹法學」さえ結果すること

なりはしないだろうか。

ともあれ、債權法總則が、具體的な適用として債權法各則を豫想するものである以上、それが抽象的論理的であることもまたやむをえないであろう。我々は、教授御自身の約束せられる「債權法各論講義」の展開が、いかに見事になされるかを刮目して待つべきであらう。

五 紙數がなくなつたから、他の二書を簡單に紹介しておこ

勝本博士「終戦と債權關係」は、昭和十七年以降にもされた六つの論文に加えて、判例批評、判例展望、および故鳩山博士追悼文をも集められて、民法研究第六卷とされている。いづれも價値高き勞作であるが、とくに「經濟再建諸法令と債權の運命」や「インフレ對處約款の效力」のごときは、まさに博士の獨壇場といえよう。

また青山教授「轉換期の家族制度」は、戦時中から主として家族制度の問題に關して書かれた多くの小論を集められたものである。穂積博士の引退せられてから、やや淋しくなつた身分法學界において、教授の若々しい論調に接することは我々の大きな喜びである。幾多未解決の問題を残しているとはいへ、とにかく民法改正の果された今日、教授のこれまでの諸論稿を再讀するのも、また意義深いであらう。

(十二月五日) 田中 實